



響きあい 共に育つ 「人づくり」

「水辺巡りウォーキング開催中!」



美郷町総合型スポーツクラブと共催で「水辺巡りウォーキング」を開催しています。

町が推進する「水環境保全プロジェクト」の一つとして町内外のさまざまな水辺をはじめ、美郷町の大切な水資源を育む水源涵養林を歩きながら湧水の仕組みなどについても学んでいます。また、町内外から参加者を募ることで、観光を推進し水資源を保全する意識を高めるとともに参加者の交流を深めることを目的としています。

ウォーキングは11月初旬ごろまで毎月開催する予定です。詳細は毎月発行の広報美郷お知らせ版をご覧ください。皆様のご参加をお待ちしています。



今後の予定	期 日	場 所	そ の 他
	7月15日(金)	北秋田市 とうとう 桃洞の滝周辺	午前7時30分トレーニングセンターみさと出発(予定) ※詳細は6月15日発行のお知らせ版に掲載しています。 定員になり次第申し込みを締め切りますので、ご了承ください。
	8月下旬	町 外	
	9月	町内外	仙南地区の清水周辺を予定しています。
	10月	町 外	

問い合わせ 町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

土日祝日も夜7時まで 利用できます!

六郷出張所 (美郷町学友館)
☎0187(84)4904 ☎0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所 (美郷町公民館)
☎0187(84)4915 ☎0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所の業務時間 **午前9時～午後7時**
出張所の休業日 **毎週月曜日**
(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

■7月の休業日は
4 11 19 25
月 月 火 月 です。

出張所ではこのような業務を行っています

- | | | |
|--|---|--|
| 下記の証明書の発行
<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など) ●住民票 ●印鑑証明書 ●課税証明書 ●納税証明書 ●軽自動車税納税証明書 ●土地建物その他の証明 (資産証明書等) ●外国人登録証明書 ●身分証明書 ●合併証明書 | 所得証明書
<ul style="list-style-type: none"> ●所得証明書 ●非課税証明書 | 税や使用料の収納
<ul style="list-style-type: none"> ●町税の収納 ●町営住宅使用料の収納 ●保育料の収納 ●上下水道使用料の収納 |
| そ の 他
<ul style="list-style-type: none"> ●死亡届・死産届の受理 ●埋火葬に関する手続き ●町税や各種使用料の納付書の再発行 ●国民健康保険証等の再発行 ●各課への文書等の取次ぎ | | |

次の届出は出張所では取り扱っていません

- 住所に関する届出**
 ●転入届 ●転出届 ●転居届 ●世帯主変更届
 ※役場住民生活課に届出してください。
- 戸籍に関する届出**
 ●出生届 ●婚姻届 ●入籍届 ●離婚届 ●転籍届 ●養子縁組届 など
 ※役場住民生活課に届出してください。
 ※土日祝日または夜間にあたる場合は役場日直または宿直に届出してください。

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難なときは…このような制度があります

今年度の国民年金保険料は月額15,020円です。

事情により保険料を納付することが困難なときは「保険料免除制度」を利用することで、毎年7月から翌年の6月を1年として保険料が免除されます。

■保険料免除制度

申請者本人、配偶者、世帯主の前年の所得により審査されます。全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の区分があります。

■退職（失業）による特例免除制度

通常は審査の対象となる申請者本人以外の配偶者、世帯主の前年の所得で審査を行います。

■若年者納付猶予制度

30歳未満の方に限り利用できます。申請者本人、配偶者の前年の所得により審査され、承認されるとその期間の保険料の納付が猶予されます。

申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号の分かるもの
- ・印鑑
- ・退職（失業）による特例免除を申請する場合は、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（離職票、雇用保険受給資格者証等）

免除の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）することができます。

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)

介護保険事務所からのお知らせ

介護を社会全体で支える介護保険 保険料は大切な財源です

平成23年度 介護保険料の納付について

65歳以上の方の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定（表1）されます。納め方は、納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの天引きによる特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

■普通徴収

7月中旬に送付する納付書で納期限日（表2）までに納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。申し込み用紙は金融機関窓口にあります。
※普通徴収の対象となる方は年金の年額が18万円未満の方または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、平成23年度中に65歳になった方などです。

■特別徴収

年金支給月（偶数月）に天引きされます。

問い合わせ

介護保険事務所 保険指導班

☎0187(86)3911

美郷町役場 福祉保健課地域包括支援班

☎0187(84)4907

表1【平成23年度介護保険料】

段階	区分 (平成23年度の住民税課税状況による)	保険料（年額）	
		保険料	基準額
1	生活保護受給者か老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	27,480円	基準額 ×0.5
2	住民税非課税世帯で本人の【合計所得金額+課税年金収入額】が80万円（年間）以下	27,480円	基準額 ×0.5
3	住民税非課税世帯で本人の【合計所得金額+課税年金収入額】が80万円（年間）を超える	41,220円	基準額 ×0.75
4	本人が住民税非課税（世帯内に課税者がいる）	54,960円	（基準額）
5	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	68,700円	基準額 ×1.25
6	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	82,440円	基準額 ×1.5

※介護従事者の処遇改善のため、平成21年度から介護報酬が3%引き上げられました。急激な保険料の引き上げにならないようにするため、報酬引き上げによる保険料増額分の半分は、国が市町村（保険者）に交付しています。

表2【平成23年度普通徴収介護保険料納期限日および口座振替日】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	1/4

※納期限日を過ぎると介護保険料に加えて督促手数料100円がかかる場合があります。